

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律改正を求める意見書

67年前に広島及び長崎に投下された原子爆弾は、幾多の尊い生命を一瞬にして奪ったのみならず、一命を取りとめた被爆者にも、生涯癒やすことのできない傷跡と後遺症を残し、不安の中での生活をもたらした。被爆者は、再び被爆者をつくらないという悲願を実現させるため、核兵器の廃絶と原子爆弾の被害に対する国の償いを求め、国内外で運動を続けている。

原爆死没者及び全ての被爆者に対する一刻も早い国の償いを趣旨とし、再び被爆者をつくらないとの決意を込めた抜本的な改正が求められている。

よって犬山市議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

1. 再び被爆者をつくらないとの決意をこめ、核兵器の廃絶を法の目的として明記すること。
2. (1) 原爆症認定制度において、すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害を持つものには加算する制度に改めること。
(2) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護を国の責任においておこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月25日

提出先
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

愛知県犬山市議会
議長 山田 拓郎